

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン

一六	三、九一七トン
一五	六四二トン
一四の二	四四六、六八六トン
一四	八七四、六四四トン
一三	四、〇七〇、七二八トン
一二	四六、一〇五トン
一一	一三、六五〇トン
一〇	七、〇九八トン
九	三一、七八八トン
八	一七・〇トン
七	七トン
六	二三トン
五	一、〇二六トン
四	三三、七二一トン
三	二四トン
二	一・八トン

二九	二六〇トン
二八	七トン
二七	一一、〇五一トン
二六	四、一四四トン
二五	〇トン
二四	五〇トン
二三	四、八二一トン
二二	三四〇トン
二一	一九、五八二トン
二〇	三四三トン
一九	九一六トン
一八	一一、五六〇トン
一七	九九、五七五トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量

を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、〇七〇、七二八トン
一四	八四一、六九四トン